

旭川市水道局建設工事前金払要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づく公共工事の前金払について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象範囲)

第2条 前金払の対象範囲は、一件の設計金額が100万円以上の土木建築工事並びに測量業務及び土木建築に関する工事の設計、調査業務で、かつ工期又は履行期間が50日以上のものであるとする。

また、中間前払金は前金払対象工事のうち、工期が150日以上土木建築に関する工事を対象とする。

2 前払金の額は、土木建築工事にあつては契約金額の10分の4に相当する額の範囲内、測量業務及び土木建築に関する工事の設計、調査業務にあつては、契約金額の10分の3に相当する額の範囲内とする。

中間前払金の額は、契約金額の10分の2に相当する額の範囲内とする。

3 前払金（中間前払金を含む。）の額に1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 中間前払金を支出した後の前払金の合計は、契約金額の10分の6を超えてはならないものとする。

5 前各号の規定にかかわらず、旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めた場合には対象範囲及び前払金の額を変更し、又は前金払（中間前払金を含む。）をしないことができる。

(前払金の請求手続)

第3条 請負人は、前払金又は中間前払金を受けようとするときは、前払金に係る請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行した前払金に係る保証証書（正副2通）を添えて管理者に提出しなければならない。

2 中間前払金の請求に際し、請負人は予め中間前払金に係る管理者の認定を受けなければならない。

この場合において、管理者は請負人から当該認定の申請があつた場合には直ちに認定を行い当該認定の結果を書面により、定められた期間内に請負人に通知しなければならない。

3 管理者は、前払金に係る適法な請求書を受理した日から14日以内に、当該請求に係る前払金を支払うものとする。ただし、請求に係る契約の大部分が既に終了していると認められる場合は、前払金に係る請求書を受理しないものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の変更)

第4条 設計変更等により契約金額に著しい変更があつたときは、前払金額又は中間前払金額を増額又は減額することができる。なお、当該中間前払金額からの控除をもってなお不足する場合には、既に請求済みの前払金額から控除するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により前払金又は中間前払金を減額したときは、請負人に期日を指定してその減額分を返還させることができる。
- 3 管理者は、前項の規定により請負人が指定した期日までに前払金又は中間前払金の減額分を返還しなかったときは、指定した期日の翌日から納付するまでの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定による率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（債務負担行為等に基づく契約の前払金）

第5条 債務負担行為等に基づき、工期又は履行期間が2年度以上にまたがる契約における前払金は、当該年度割の請負代金相当額に、第2条第2項の比率を乗じた金額の範囲内とすることができる。

（前払金の返還）

第6条 管理者は、請負人が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、前払金又は中間前払金の全部又は一部を、指定する期日までに返還させるものとする。

- (1) 請負人が地方自治法施行規則（昭和22年5月3日内務省令第29号）附則第3条に定める経費以外に前払金又は中間前払金を使用したとき。
- (2) 請負人と本市水道局との間の当該請負契約が解除されたとき。
- (3) 保証会社が保証契約を解除したとき。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定により、前払金を返還させる場合に準用する。

（その他）

第7条 この要綱の実施に必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。